

# 神栖市運動施設利用料金表

(消費税込み)

名称	施設	利用	専用利用料		照明料金 1時間	個人利用料		1時間	照明料金 1時間	個人利用料 一般	小中学生
			市内	市外		一般	小中学生				
神栖市武道館	大道場	全面	1,080 (540)	3,240	1,080						
		3分の1	430 (210)	1,290	430						
		5分の1	210 (100)	640	210						
	小道場	全面	860 (430)	2,590	860						
		2分の1	430 (210)	1,290	430						
	弓道場(6人立ち)		640 (320)	1,940	210	個人利用 30	50				
	研修室		210 (100)	640							
	指導員室		100 (50)	320							
	トレーニング室						50				高校生以上
	神之池緑地運動施設	神栖市民体育館	全面	1,080 (540)	3,240	1,080					
2分の1			540 (270)	1,620	540						
6分の1			210 (100)	640	210						
神之池野球場		1,080 (540)	3,240								
神之池庭球場		430 (210)	1,290	210							
神之池陸上競技場		1,080 (540)	3,240								
神之池パターゴルフ場					400	200					
レンタサイクル		1台	50								
石塚運動広場		全面	860 (430)	2,590							
			430 (210)	1,290	430						
	210 (100)		640								
高浜運動広場	野球場	430 (210)	1,290								
	サッカー場	430 (210)	1,290								
神栖市海浜運動公園	神栖海浜温水プール					400	200				
						入場から退場まで1回					
						2,000	1,000				
						回数券(6枚綴り)					
	神栖海浜温水プール 多目的室		210 (100)	640							
	神栖海浜温水プール 会議室		100 (50)	320							
	神栖海浜野球場		1,290 (640)	3,880							
	神栖海浜多目的広場	全面	860 (430)	2,590							
		2分の1	430 (210)	1,290							
		4分の1	210 (100)	640							
神栖海浜サッカー場	全面	860 (430)	2,590								
	2分の1	430 (210)	1,290								
	4分の1	210 (100)	640								
神栖海浜庭球場		430 (210)	1,290	210							
神栖海浜ソフトボール場		210 (100)	640								
神栖総合公園	サッカー場	1,080 (540)	3,240	1,080							
	フットサル場	540 (270)	1,620	210							

【備考】・市内とは、市内に在住または在勤、在学してる者が利用する場合

- ・ ( ) 内は、市内の小・中学校児童、中学校及び高等学校生徒の利用料金
- ・ 営利宣伝を目的とする施設の利用は、利用料金の8倍
- ・ 利用料金は消費税を含む1時間単位
- ・ 利用時間は、準備と片づけ時間を含む9時から17時までとする(ナイター設備のある施設21時まで)
- ・ ナイター設備の無い施設の17時以降にわたる利用は日没を限度として施設管理者の許可を得て延長することができる  
この場合において、当該延長した時間(1時間未満は切り上げる)に1時間当たりの利用料金相当額を加算する
- ・ 利用時間が1時間に満たない端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる。
- ・ 中学生以下の利用は原則として17時までとする(保護者又は指導者等の成人が付き添う場合を除く)
- ・ 若松運動場のトラックとフィールドは同時に別々の利用者に貸し出しをしないこととする
- ・ 専用利用は、同一施設につき引き続き5日以内とする
- ・ 神栖海浜温水プール及び神栖市波崎プールの小学生以下の利用は、保護者同伴とする
- ・ 神栖海浜温水プールの乳幼児の利用は無料とする

※ 神栖市運動施設利用条例(平成26年4月1日施行)を基に指定管理者が神栖市教育委員会の承認を得た料金表です

平成26年4月1日施行